

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当 伊藤太一

はじめに

IUCNは一九五二年ごろから保護地域という言葉を使い始めたが、定義されたのは四〇年後の生物多様性条約の中である。その保護地域を管理目的で区分するシステムは、一九七二年の第二回世界国立公園会議でダスマン（一九九一・二〇〇二）が提案し、その後一九七八年にミラー（一九三九・二〇一一）らによって具体化された。さらに、一九九四年にはルーカス（一九三〇・二〇〇一）らによって見直されて、フィリップスらによって今日まで使われる二〇〇八年にガイドラインができた。

ダスマンによる管理目的による保護地域システム化提案（一九七二）

ユネスコにおけるMAB（人間と生物圏）プログラムの提案者でもあ

るダスマンは一九七一年に「シニア・エコロジスト」としてIUCNに着任した。第二回世界国立公園会議では、一九六九年の国立公園の定義を、「あまりにも大雑把で、あまりにも排他的であるため、役に立たない」と批判した上で、何を達成したいかという目的から五種類に分けるこ

カテゴリ名称	目的	特徴・例
Ia Strict Nature Reserve	"to protect nature in an undisturbed state"	"natural processes are allowed to take place in the absence of any direct human interference." "man-caused disturbance of any kind is necessarily excluded"
Ib Directed Nature Reserve	"to protect a species, a group of species, biotic communities or physical features of the environment"	"ecological, botanical, zoological and biogeographical reserves require specific human interference for their perpetuation"
Ic Strict Wilderness Reserve	"for ancillary purposes, that of protecting nature and that of providing recreation for those capable of enduring the hardships of wilderness travel by primitive means"	"maintained in a state in which its wilderness or primitive appearance is not impaired by any form of development"
II Protected Cultural Areas	"the protection from development or destructive alteration sites modified by man that are considered to have anthropological, archaeological, or historical importance, and have aesthetic, scientific or other cultural importance"	"includes agricultural, pastoral or other landscapes modified by man, with exotic or domesticated species appropriate to them"
III Other Protected Areas	"the purpose of protecting nature or cultural sites protected areas other than those described above"	"includes all forms of nature or cultural reserves" "examples are readily found in the national forests of the United States"

表1 ダスマンによる保護地域管理カテゴリ

とを提案した（表1）。国立公園はこの区分から除外し、そのゾーンを区分する考えを示した。すなわち、国立公園は他の保護地域に比して面積が広大であり、異なる管理目的の空間が存在することになるため、ゾーンごとに管理カテゴリを割り振るのが妥当となる。このゾニングの考え方は、ダスマンが一九七七年まで関わったMABにおけるB R生物圏リザーブ三分区に通ずる。

ミラーらによる保護地域管理カテゴリ（一九七八）

一九七六年にIUCNのCNP PA（国立公園保護地域委員会）議長となったミラーはダスマンの目的による区分を踏襲して、一九七八年に三群一〇種類からなるカテゴリをまとめた（表2）。このカテゴリではダスマンがゾーンごとで区分すべきとして除外した国立公園が入る一方で、ウィルダネスが除外されている。一九八二年の国連リストではA群のIからVまでが掲載され、資源利用されるB群と生物圏リザーブと世界自然遺産からなるC群は除外された。このカテゴリの特色としてはダスマンが提案した空間特性ではなく

管理目的による区分を踏襲し、すべてのカテゴリを同等とした点が挙げられよう。一方で、保護地域が定義されない状態、一〇種類に区分した点やそれらの重複について言及されていない点、さらに地域住民を排除するようない一九六九年の国立公園の定義を踏襲している点が課題と言える。

ミラーらによる管理カテゴリ (1978)	ルーカスらによる管理カテゴリ (1994)
I Scientific Reserve (Strict Nature Reserve)	Ia Strict Nature Reserve
II National Park	Ib Wilderness
III National Monument (Natural Landmark)	II National Park
IV Nature Conservation Reserve (Managed Nature Reserve / Wildlife Sanctuary)	III National Monument
V Protected Landscape	IV Habitat Species Management Area
VI Resource Reserve (Interim Conservation Unit)	V Protected Landscape (Seascape)
VII Natural/Botanic Area (Anthropological Reserve)	VI Managed Resource Protected Area
VIII Multiple-Use Management Area (Managed Resources)	
IX Biosphere Reserve	
X World Heritage (Nature)	

表2 ミラーらとルーカスらによる保護地域管理カテゴリ

ルーカスらによる新カテゴリ（一九九四）

一九八九年に池ノ上が「あの分け方は全然わからないわけです」、そこから出したデータを分析して、向こうなりの考え方でやっている」と述べているが、実はIUCN側もかなり混乱しており、CNP PAでは一九八四年からこのカテゴリの見直しを進め、一九九二年の第四回世界国立公園保護地域会議

のワークショップでの議論を踏まえ、一九九四年の総会で新カテゴリへの移行が承認された。これを受けて作成された新カテゴリのガイドライン (IUCN, 1994) については高橋ら (一九九四) が本誌で抄訳している。一九七八年のカテゴリと比較するとⅡとしてウィルダネス、Ⅵとして管理資源保護地域が加わった点が挙げられるが、ウィルダネスはダスマンが挙げたのを復活させたことになり、Ⅵは一九七八年の資源を利用するB群三種類をまとめたものとして理解される。また、一九九二年の生物多様性条約を反映させて、IUCNとして保護地域が定義され、海域も含められるようになった。また、保護地域の条件として法律よりも伝統にもとづく実質的管理が重視されるようになった。また、Ⅱを除き、人間の定住も資源の持続的利用も認めている。一方で、カテゴリⅡの名称として排他的と批判された「国立公園」は残されている。これはIUCN内部の状況を物語る。

二〇〇八年におけるカテゴリ見直し

以上のように一六年を経て新カ

テゴリに移行したが、これにもさまざまな課題があり、一〇年後の二〇〇四年にはカテゴリ問題を論じる「共通語で話そう」(Bishop et al. 2004) が出版され、IUCNのWCPA (世界保護地域委員会) の機関誌「パークス」で保護地域カテゴリ特集 (Phillips, 2004) が組まれる。これで一段落すると思いきや、二〇〇七年にはスペインで「カテゴリ・サミット」が開催 (Dudley and Stolton, 2008) され、翌二〇〇八年に新ガイドライン (Dudley, 2008) が出版されている。一九九四年のカテゴリを踏襲しているものの、その要件が大きく変わり、ガバナンス概念が導入された。

この新ガイドラインにおけるカテゴリⅡの解説で、「国立公園」という名称はカテゴリⅡとだけリンクしているわけではない。国立公園という場所はすべてのカテゴリに存在する (保護地域ではない国立公園さえもある)。だが、多くの国で保護地域カテゴリⅡを説明するのにその名称を使っているのどこで使った。国立公園と呼ばれる空間はその管理の仕方とは別物である。特に国立公園ということばを、その土地の人々を排除

する手段として用いてはならない」と注記され、四〇年前のIUCN総会における国立公園の定義を否定したとも言える。だが、このガイドラインはIUCNが委嘱したコンサルタントが編集したものであり、「この出版物に示された見解は必ずしもIUCNおよび関連組織の意見を反映するものではない」と記されている。総会に代わるWCC世界保全会議でしっかり議論すべき事項である。

日本における保護地域管理カテゴリ理解

管理目的という視点からは、日本の自然公園は風景地保護ということで全部Ⅴとなるのが正論である。一方で、櫻井 (一九九〇) が「後からその概念を統一しようとするところに原因がある」というのも正論である。日本の国立公園のカテゴリが二〇〇三年に突然変更されているのもそのような混乱の表れと理解される。

WCPA世界保護地域データベースに載っている日本の保護地域のカテゴリ区分を見ると理解できない箇所がいくつかある。例えば、国立・国定公園だけが何らかの基

準でⅡとⅤに分けられている。その歴史的経緯は理解できるが、ガイドラインからそのような基準は読み取れない。今後もガイドラインは見直されるだろうが、日本の関係者も一九七二年のダスマンのように、「私たちは何を指すのか」という原点に戻って保護地域管理カテゴリを見直すことも必要だ。

文献

- 1) Bishop K, Dudley N, and Stolton, S. (2008) Defining protected area. IUCN 220 pp.
- 2) Bishop K, et al. (2008) Speaking a common language: The uses and performance of the IUCN System of Management Categories for Protected Areas. IUCN, 191 pp.
- 3) Committee on Criteria and Nomenclature, CNPPA (1978) Categories, objectives and criteria for protected area. IUCN.
- 4) Dasmann, R. (1974) Development of a classification system for protected natural and cultural areas. Second World Conference on National Parks, 388-396.
- 5) Dudley N, ed. (2008) Guidelines for applying protected area management categories. IUCN, 86pp.
- 6) 池ノ上容 (一九七八) IUCN・CNPPA 国立公園保護地域に関する委員会 国立公園 三四八・一・一六。
- 7) 池ノ上容 (一九八九) 国立公園を語る (九) 第五回 国立公園と自然保護 (二)、国立公園、四七・八・四一・四二。
- 8) IUCN's Commission on National Parks and Protected Areas (1984) Categories, Objectives and Criteria for Protected Areas in National Parks, Conservation, and Development, 47-53. Smithsonian Institution Press.
- 9) Phillips, A. (2004) The history of the international system of Protected Area Management Categories. Parks, 14 (3): 415.
- 10) 櫻井正昭 (一九九〇) IUCNの類型区分とわが国の国立公園。国立公園四八二・一・二二。
- 11) 高橋進・櫻井洋一・石田文子 (一九九四) 保護地域カテゴリの変遷。国立公園、五一九・一・九。
- 12) 渡邊綱男 (一九七八) 保護地域のカテゴリ。IUCN第 四回総会資料「保護地域のカテゴリ」1、目的及び基準抄訳、国立公園、三四八・一六・一八。

伊藤 太一 ● いろいろ たいいち
筑波大学生命環境系教授・江戸川大学
国立公園研究所客員教授。